

監査の概要

送付日	令和6年 3月 29日	整理番号	0525
1 監査種別	随時監査(工事監査) (令和5年度)		
2 監査実施日	令和 6年 1月 18日		
3 監査結果報告日	令和 6年 3月 29日		
4 改善通知受理日	令和 6年 9月 30日		
5 監査対象団体・部局	資産マネジメント部 施設マネジメント課 市民環境部 生涯学習課 総務部 契約検査課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 改善要望事項について

(1) 工夫・改善が望まれる点

A 改善要望事項

- ① 「総合施工計画書（施工計画書提出書類一覧表）」に関して、下記の事項の改善が望まれる。
 - ・ 計画書にページ番号を記入して「目次」を作成し、使用勝手の良い計画書として提出させること。
 - ・ 「総合施工計画書」の40%近くは、「主要機械計画」として、重機類のカタログを添付しているが、「総合施工計画書」に添付する必然性がない。
 - ・ 「総合施工計画書」は、設計図書に基づいて施工者が施工方針を記述するものである。基本方針の中に工期全般を通じて作成予定の各種施工計画書が表示されていないのは「総合施工計画書」として不備である。
 - ・ 今後、工事監督・監理する際には、『「施工計画書」承諾進捗状況予定・実施管理表』を施工者に作成されて、「総合施工計画書」に添付し、定例打合せ会において進捗状況を確認することが望まれる。
- ② 屋根部分の事前調査は、地上からの目視調査とドローンによる記録写真で実施しているため、外部足場を架設しての調査結果では補修要領を確定する際に、事前調査時に見逃した不具合が確認されることが多々あるが、状況に応じた対応をすることが望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① 「総合施工計画書」の作成者に、計画書にページ番号を記入させ、「目次」を作成するよう指導し、重機類のカタログ添付を省くなど、計画書を補完しました。
『「施工計画書」承諾進捗状況予定・実施管理』を作成し、受注者との定例打合せ会で施工計画書の承諾・進捗状況を確認しました。
総合施工計画書の作成にあたっては、受注者による創意工夫を求め、より適正な施工と品質管理に努めるように指導しました。
- ② 当初の計画数量を超える瓦の割れやズレ及び下地材の腐朽等が発覚したため、設計図書記載外の不具合箇所については、現場・庁内で協議し、状況に応じて改修対応しました。

（２）工事实績情報サービス

A 改善要望事項

- ① 工事实績情報サービス（CORINS）については、工事契約日から10日以内の登録を規定しているため、規定の10日以内に登録することが望ましい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① ご指摘のとおり、当初契約時においては、工事实績情報サービス（CORINS）の登録に不備がありましたが、受注者に登録を促し、以後は規定の10日以内に登録を徹底しています。

（３）品質管理に関して

A 改善要望事項

- ① 中庭の井戸枠補強工事や灯籠の傾き改修工事等の工作物等の施工計画については、実情に合った施工要領メモを作成し、実施することが肝要である。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① 「木工事施工計画書」に「井戸改修」の内容を、「土工事・解体工事施工計画書」に「井戸改修」及び「灯籠改修」の内容を記載しました。
 なお、「井戸改修」については、実情にあわせて「井戸補強施工図」を作成し、実施しました。

（４）工程管理に関して

A 改善要望事項

- ① 解体撤去工事段階での工程が遅延することは理解できるが、問題が発生し早急な判断が求められる事項については、監理者・施工管理者・職方との間で随時に連絡が取りあえる体制づくりが望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① 監理者と施工管理者の間及び施工管理者と職方の間で、非常時・緊急時のほか適時連絡が取れる体制について改めて相互確認しました。

（５）維持管理に関して

A 改善要望事項

- ① 竣工に伴って提出される引継ぎ書類等は、発注者検査日の前日までに提出させて、内容点検の上、訂正や追加資料を確認し、竣工日当日には、引継ぎ書類綴りを成果品として提出させることが肝要である。
- ② 通常、契約不適合責任期間は、2年とされているので契約の節目である竣工後2年目には2年検査を実施することが望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① 引継ぎ書類等は発注者検査日の前日までに提出させて、内容点検の上、訂正や追加資料を確認し、竣工日当日には、引継ぎ書類綴りを成果品として提出することを指導しております。
- ② 竣工後2年検査を実施する予定です。